

ID: 206

担当部署: 経済観光部 農林水産課

<b>処分の概要</b>	施業実施協定の廃止の認可		
<b>法令名 根拠条項</b>	森林法 第10条の11の7第1項		
<b>法令番号</b>	昭和26年法律第249号		
<b>【基準】</b>	<p>法第10条の11の7第1項の規定による。  (施業実施協定の廃止)</p> <p>第10条の11の7 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 27 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	平成 31 年 4 月 1 日